

支援学校中学部 音楽

解答についての注意点

- 1 問題は、教科等に関する大問 **1** ~大問 **3**、特別支援教育に関する大問 **4** の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問 **1** ~大問 **2** については、記述式解答用紙に、大問 **3** ~大問 **4** については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問 **3** ~大問 **4** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

Ⅰ これから放送されるア～エの音楽を聴いて、次の(1)～(2)の問いに答えよ。

(1) ア～エの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙に「」があるものについては、「」内に必要な事項を記入すること。

(2) エは14曲からなる組曲である。そのうち動物の標題をもった楽曲で使われている動物名を2つ記せ。ただし、(1)で答えたもの及びヒトは除く。

2 次の問いに答えよ。

次の楽譜は、ドヴォルジャーク作曲の「交響曲第9番ホ短調 作品95〈新世界から〉」第2楽章の一部である。次の①～④の条件に基づいて、解答用紙の五線譜にサクソフォーン四重奏用の楽譜を作成せよ。

- ① ヴァイオリンⅠ（VI.Ⅰ）をソプラノサクソフォーン（Soprano Sax.）のパートとして、ヴィオラ（Vle.）をアルトサクソフォーン（Alto Sax.）のパートとして、チェロ（Vc.）をテナーサクソフォーン（Tenor Sax.）のパートとして、コントラバス（Cb.）をバリトンサクソフォーン（Baritone Sax.）のパートとすること。なお、ヴァイオリンⅡ（VI.Ⅱ）は参考楽譜として掲載している。
- ② ヴィオラのパートにおいて、重音になっている部分については、高い方の音をアルトサクソフォーンのパートとすること。
- ③ 調性は変ホ長調に移調すること。
- ④ 作成する楽譜には調号・音符・休符・スラー・タイを書き、それ以外の音楽記号・音楽用語は書かないこと。

著作権保護の観点により、本作品を掲載いたしません。

出典：ドヴォルジャーク交響曲第9番ホ短調 作品95（新世界から）
アントニーン・ドヴォルジャーク
株式会社 全音楽譜出版社
89ページ110小節目から113小節目まで（VI.Ⅰ～Cb.）

3 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽」に関する内容について、次の（1）～（3）の問いに答えよ。

（1）「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第1 目標」について、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(2) ()

- 1 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身に付け、創意工夫して表現する能力を育てる。
- 2 音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- 3 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- 4 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- 5 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、表現の技能を伸ばし、創意工夫して表現する能力を高める。

(2)「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第2 各学年の目標及び内容」について、次のA～Cの問いに答えよ。

A 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容〔第1学年〕

1 目標

(1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、
（ ア ）ために（ イ ）。

- 1 ア 創意工夫を生かした音楽表現をする
イ 必要な歌唱，器楽，創作の技能を身に付けるようにする
- 2 ア 音楽によって生活を明るく豊かなものにする
イ 音や音楽への興味・関心を高めるようにする
- 3 ア 創意工夫を生かした音楽表現をする
イ 音や音楽への興味・関心を高めるようにする
- 4 ア 音楽によって生活を明るく豊かなものにする
イ 音や音楽への興味・関心を高め，生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる
- 5 ア 音楽の構造や文化的・歴史的背景を理解した音楽表現をする
イ 必要な歌唱，器楽，創作の技能を身に付けるようにする

B 次に示す空欄に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容〔第1学年〕

2 内容

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア（ ）こと。

- 1 歌詞の内容や曲想を感じ取り，歌唱表現を創意工夫する
- 2 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりを生かしながら，歌唱表現を創意工夫する
- 3 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫する
- 4 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，歌唱表現を創意工夫する
- 5 歌詞の内容や曲想を味わい，曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫する

C 次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

第2 各学年の目標及び内容〔第1学年〕

2 内容

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) (ア)

(ウ) (イ)

- 1 ア 曲想と音楽の構造の関わり
- イ 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり
- 2 ア 生活や社会における音楽の特徴
- イ 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり
- 3 ア 曲想と音楽の構造の関わり
- イ 音楽表現の共通性や固有性
- 4 ア 生活や社会における音楽の意味や役割
- イ 音楽表現の共通性や固有性
- 5 ア 生活や社会における音楽の意味や役割
- イ 音楽表現の共通性や多様性

- (3) 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について、次に示す空欄（ア）、（イ）に当てはまる語句として、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、
(ア) 意欲が高められたり、(イ) もの。

- 1 ア 様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり
イ 生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わえたりする
- 2 ア 主体的に取り組んだり
イ 文化や美しさを味わえたりする
- 3 ア 音楽の特徴が捉えやすく、生徒の
イ 生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方を感じ取れたりする
- 4 ア 生徒にとって平易で
イ 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図ったりすることができる
- 5 ア 生徒にとって親しみがもてたり
イ 生活や社会において音楽が果たしている役割を感じ取れたりできる

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、通知文の名称等や、文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関する近年の動向等について、次の(1)～(7)の問いに答えよ。

(1) 次の各文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示 文部科学省)「第1章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 学習や生活の基盤として、教師と児童又は生徒との信頼関係及び児童又は生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から計画的にソーシャルスキルトレーニングを実施すること。

イ 児童又は生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解又は生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、自立活動の充実を図ること。

ウ 児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

エ 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、社会参加への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。

オ 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

- 1 アーオ
- 2 アーイーエ
- 3 イーエ
- 4 ウーオ
- 5 イーウーオ

- (2) 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月 文部科学省）「第3章 自立活動の意義と指導の基本 1 自立活動の意義」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

小・中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して に進められている。そして、その教育の内容は、幼児児童生徒の 等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間として が期待されている。

しかし、障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように 等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として を目指しているのである。

	ア	イ	ウ	エ
1	総合的・組織的	発達段階	安定した成長	各教科の習熟度
2	系統的・段階的	発達段階	調和のとれた育成	心身の発達段階
3	系統的・段階的	生活年齢	安定した成長	各教科の習熟度
4	総合的・組織的	発達段階	安定した成長	心身の発達段階
5	系統的・段階的	生活年齢	調和のとれた育成	心身の発達段階

(3) 次の各文は、「令和6年度府立学校に対する指示事項」(大阪府教育委員会)における「第1章 確かな学力の定着と学びの深化 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実(1) 個々の状況に即した適切な支援の充実」の記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- 2 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心掛けながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。
- 3 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加までライフステージに応じた支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする医療・保健・福祉等の専門人材及び関係機関との連携に努めること。
- 4 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」等により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。
- 5 支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用して、個々の生徒の状況に即した学習指導や評価の在り方の工夫に組織的に取り組み、進級・卒業をめざした適切な指導を行うこと。

(4) 次の各文は、「第2次大阪府教育振興基本計画」(令和5年3月 大阪府)における「第5章 基本方針(施策の大綱) 2 第2次大阪府教育振興基本計画の基本方針 基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化 (2) 重点取組④障がいのある子どもたちの教育の充実」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

ア 府立高校においては、ICT機器の活用を促進し、他の府立高校及び府立支援学校との日常的な授業交流を推進します。

イ 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校等の多様な学びの場を設けます。

ウ 府内すべての学校で、障がいのある子どもたち一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた指導・支援を行うことができるよう、特別支援教育支援員を増員し、各校支援体制の充実を図ります。

エ 「ともに学び、ともに育つ」教育をより一層推進するため、学びの連続性や学びの場の相互連携を強化します。

- 1 イーウ
- 2 アーウーエ
- 3 イーエ
- 4 エ
- 5 アーウ

(5) 次の各文は、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（令和5年3月 文部科学省）「第3 留意事項」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア ICT等を活用した学習活動を実施する場合、原則として、同時双方向型授業配信を実施すること。当該児童生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能であること。
- イ 当該児童生徒がオンデマンド型授業配信による学習を円滑に進めることができるよう、ICT機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
- ウ オンデマンド型授業配信の実施の可否については、当該児童生徒の学齢や発達段階、家庭や医療機関等との連携状況等を踏まえ、学校において適切に判断すること。実施後も児童生徒の授業時の様子等について、保護者、医療機関等より適宜情報を得ること。
- エ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。
- オ グループ活動や演習等、教師と児童生徒、児童生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、教師や児童生徒と同時双方型により接続されていることが必要であることから、オンデマンド型授業配信によらないこと。

- 1 ウーエーオ
- 2 イーウーエーオ
- 3 アーイーエーオ
- 4 イーウーオ
- 5 アーイーウーエーオ

(6) 次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和3年5月一部改正 令和6年4月施行)の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

第八条

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が 、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び に応じて、 の実施について必要かつ合理的な配慮を ならない。

	ア	イ	ウ	エ
1	社会的障壁の除去	過重でないときは	障害の状態	しなければ
2	環境の整備	過重であっても	生活環境	するように努めなければ
3	環境の整備	過重でないときは	障害の状態	しなければ
4	社会的障壁の除去	過重であっても	生活環境	しなければ
5	社会的障壁の除去	過重でないときは	障害の状態	するように努めなければ

(7) 次の各文は、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月 文部科学省）の記述の一部である。正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に
応じた授業を行うこと。

イ 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、
段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性が
ある場合においても、週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級で授業を行うこと。

ウ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けら
れていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

エ 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実
施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域
の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	×	○	○
2	○	○	×	×
3	×	○	○	×
4	○	×	○	○
5	○	×	×	○

